提案基準９　　研究施設について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における研究施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して、市街化調整区域に建築することがやむを得ないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

1　この基準の適用をうけるものは、研究対象が市街化調整区域に存在すること等の理由により当該市街化調整区域に建築することがやむを得ないと認められる研究施設で次のいずれかに該当していること。

(1) 研究対象が、あくまで当該市街化調整区域に存在し、その周辺で研究する必要性のあるもの

(2) 研究対象が、自然的または環境上特別の条件を必要とするもので、当該土地でのみそれを満足できうるもの

（立　地）

2　周辺の環境に適合し、自然公園法その他法令に適合した場所であること。

（用　途）

3　申請にかかる建築物は、研究を目的としたものであること。

なお、管理上および利用上必要最小限不可欠な建築物は含むものとする。

（附　則）

この基準は、平成１３年４月２６日から施行する。

（付　記）

上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が３，０００平方メートル未満のものについては、「事後報告基準９」として取扱う。

（附　則）

この基準は、平成１３年４月２６日から施行する。

（必要書類）

1　申請理由書（申請者の住所、氏名を記入し押印したもので、研究対象、研究施設の詳細および当該市街化調整区域に立地しなければならない理由を具体的に記述すること。）

2　申請地の登記簿謄本又は登記事項証明書

3　必要とする他法令の許可書の写し（同時許可になる場合は申請書の写し）

4　資金計画に関する書類

5　現況写真

6　位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）

7　土地利用計画図

8　建築図面（平面図、立面図等）

9　その他市長が必要と認める書類